

**( 条例の名称 )      玉村町自治基本条例**

**【考え方】**

自治基本条例は、町が自己決定と自己責任の基に、自らの自治体を運営するための理念、制度、原則を総合的かつ体系的に整備した「自治体の憲法」と称されるものです。

このような自治基本条例の制定は、全国各地に広がっていますが、名称は「自治基本条例」のほか、「まちづくり基本条例」、「市民参加のまちづくり条例」などと多様です。

当町における条例の名称については、条例の理念や内容が適切に反映されたもの、また住民に分かりやすいものとするのが重要と考え、以下の観点から、条例名を「玉村町自治基本条例」としました。

地方分権時代の地方自治の基本は、「住民自治」の実現である。

都市景観のまちづくり条例との混同をさける。

## (前 文)

わたくしたちのまち玉村町は、遠く上毛三山を望み、利根川及び烏川の大河が流れ、広々とした田園風景と緑あふれる自然環境に恵まれています。また、この豊かな自然環境と、例幣使道を始めとする歴史、文化及び伝統が調和した町として、近年、急激な人口増加を伴い発展してきました。

21世紀が幕開けし、地方分権社会や成熟社会の到来とともに価値観や社会情勢が大きく変化し、財政を取り巻く情勢は極めて厳しい状況におかれています。このような状況に対応するために、今まで築き上げてきた社会資本を基に、町の自然や文化など地域資源をいかして、更に住みよいまちを創り、後世に引き継いでいかなければなりません。

そのためには、わたくしたち住民一人ひとりが住民自治の精神を再認識し、自らの意思によってまちづくりに参画するとともに、住民、議会及び町がそれぞれの責任と役割を自覚して、ともに協力して助け合い、まちづくりを進める必要があります。

ここに、わたくしたち住民、議会及び町は、まちづくりの全般にわたる指針として、基本となる理念と目標を明らかにするとともに、住民の町政参画と協働のまちづくりに関する事項を定め、活力に満ちたゆとりと豊かさの実感できる住みよい玉村町を築いていくために、この条例を制定します。

## 【考え方】

この条例全体を貫く理念を示すものです。前文は、町の特性、町の目指す姿、制定の理由で構成され、条例制定に当たった背景や基本的な考え方を述べています。活力に満ちたゆとりと豊かさの実感できる住みよい玉村町を築いていくために、住民、議会、町がそれぞれの責任と役割を自覚しながら、協働によるまちづくりに努力しなければならないことを盛り込んだものです。

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この条例は、わたくしたち住民が住民自治の担い手として、地域、議会及び町とともに、まちづくりを推進するために基本的な事項を定めることにより、住みよいまちを築くことを目的とします。

### 【考え方】

これからの分権型社会におけるまちづくりは、住民、議会、町が共有すべきまちづくりの方向を明確にし、まちづくりの主体は住民であるという考え方を制度として整備し、制度の基本を明確にするため、この条例を制定するものです。町政運営の基本に住民、地域、議会、町が協働してまちづくりに取り組んでいくための基本的事項を定め、各条文を掲げました。まちづくりは、住民一人ひとりが考え、行動することによる「自治」が基本です。自分たちが「誇りに思えるまち」、「住む喜びを実感できるまち」をつくるために、この条例を制定します。

また、この条例では住民について、「わたくしたち住民」と「住民」(第3条1項等)の二つの表現をしています。この違いは、主体的な参画を意味する場合に、あえて「わたくしたち住民」と表現し、「住民」のみの表現と区別しています。

【注】地域とは、目的によって行動する単位(例えば、行政区や小学校区など)、第2条第1号の「その他の団体」にもなります。

### (用語の定義)

第2条 この条例において使用する用語の定義は、次のとおりとします。

住民 町内に在住する個人、在勤及び在学する個人並びに町内に事務所を置く法人及びその他の団体をいいます。

町 議会を除く執行機関をいいます。

協働 玉村町を構成する住民、議会及び町が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互に助け合い、協力することをいいます。

参画 町が実施する施策、事業等の計画の立案、策定、実施、評価等に住民が参加することをいいます。

コミュニティ 互いに助け合い、心豊かな生活を送ることを目的とし、自主的に結ばれた住民組織及び集団をいいます。

### 【考え方】

この条例を読むにあたり、認識を共通しておく必要がある主な用語について、定義したものです。

第1号『住民』は、「玉村町に住んでいる人はもちろんのこと、町内で働く人、学ぶ人、事務所を置く法人、事業所、団体等」を指しており、地方自治法第10条で規定した『住民』とは異なります。法律等で定義された用語は、その法律等の中でのみ、その定義に従って用いられます。従って、この条例で規定した『住民』の定義は、地方自治法で規定した『住民』の定義と異なっていますが、特に問題ないと考えられますので、このような表記をしています。

【参考】地方自治法第10条における『住民』は、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」と規定されています。

## 第2章 まちづくりの基本理念と基本目標

### （まちづくりの基本理念）

第3条 住民は、一人ひとりが自ら考え、行動するなかで、だれもがまちづくりに積極的に参加し、住民が主体となったまちづくりを進めます。

2 まちづくりは、わたくしたち住民、議会及び町がそれぞれの果たすべき責任と役割を分担し、和を持って協働することを基本とします。

### 【考え方】

まちづくりの主体は住民であることを定め、住民、議会、町が協働してまちづくりを推進していく上で、共通した理念を定めたものです。

### （まちづくりの基本目標）

第4条 わたくしたち住民、議会及び町は、まちづくりの基本理念に基づき、次に掲げるまちづくりの推進に努めます。

かけがえのない命や財産を守るため安全で安心して暮らせるまちづくり  
みんなが、健康で生きがいを持ち、いきいきと暮らせるまちづくり  
すべての子どもたちが、夢と希望を抱き、健やかに成長できるまちづくり

緑あふれる豊かな自然環境と歴史及び文化を大切にすまちづくり

### 【考え方】

まちづくりの基本理念（第3条）を受けて、具体的なまちづくりの方向性を定めたものです。

第1号：犯罪被害に遭わないよう自らの安全と安心は自らの手で守るという基本認識を持ち、地域社会において相互に信頼し、連携し、協力して、安全で安心して暮らせるまちづくりを進めるものです。

第2号：全ての住民が心身ともに健康で、生き甲斐をもち、いきいきと暮らすことができるまちづくりを進めるものです。

第3号：次世代を担う子ども達が、自らの将来に夢と希望を抱き、健やかに成長できる明るく希望に満ちたまちづくりを進めるものです。

第4号：緑あふれる自然環境と、先人達が築いてきた玉村町の歴史、文化を後世に継承するまちづくりを進めるものです。

## 第3章 まちづくりの基本原則

### （情報共有の原則）

第5条 住民、議会及び町は、まちづくりにあたり、互いの情報を共有することを基本に進めます。

### 【考え方】

住民、議会、町がそれぞれ持っている情報を提供し合い、情報の共有化を図ることが大切であり、このことは、住民、議会、町の協働によるまちづくりの推進のために欠かせないものです。

### （協働の原則）

第6条 わたくしたち住民、議会及び町は、協働してまちづくりの基本理念と基本目標の実現に努めます。

### 【考え方】

住民、議会及び町が、それぞれの果たすべき役割と責務を自覚し、相互に助け合い協力しながら、まちづくりに取り組むことを示したものです。

(まちづくりは人づくりの原則)

第7条 住民自らが、生涯を通してさまざまな学習を重ね、豊かな人間性をはぐくむことに努めます。

**【考え方】**

よいまちづくりは、人づくりからという原則を示したものです。

(人権尊重及び男女共同参画の原則)

第8条 わたくしたち住民は、自らの発言と行動に責任を持つとともに、一人ひとりが基本的人権を尊重することを原則とします。

2 まちづくりは、男女の平等を基本とし、共同で参画することを原則とします。

**【考え方】**

まちづくりという共通の目標に取り組むためには、すべての住民が互いに基本的人権を尊重し進める必要があります。また、男女が性別にかかわらず、その個性と能力が十分に発揮できる地域社会の形成は、これからのまちづくりに重要なことを示したものです。

## 第4章 住民の権利、役割及び責務

### （住民の権利）

第9条 わたくしたち住民は、まちづくりの主体として、まちづくりに参画する権利を有します。

2 わたくしたち住民は、町が保有する情報について、その提供を受け、又は自ら取得する権利を有します。

### 【考え方】

まちづくりの主体が住民であることを明らかにするとともに、住民はまちづくりの理念を実現するための権利を有します。

そして、住民が自ら考え、行動するためには、町が持つまちづくりに関する考え方や、さまざまな情報の提供を十分に受け、また受けるだけでなく住民自らが知る権利を持つとの考えを示したものです。

### （住民の役割と責務）

第10条 わたくしたち住民は、まちづくりの主体であることを認識し、積極的にまちづくりに参画するとともに、住民相互の連携に努めます。

2 わたくしたち住民は、まちづくりの活動において自らの発言と行動に責任を持ちます。

3 わたくしたち住民は、まちづくりを支える自主的かつ自立的なコミュニティの役割を認識し、守り育てるように努めます。

### 【考え方】

住民が、まちづくりの主体として、自主的・自発的に参画するとともに、果たすべき責任と役割を自覚し、相互に協力すべきことを定めています。

また、地域を構成する人々がお互いに助け合い、支え合い、いきいきと暮らすことができるコミュニティの形成は地域にとって大切なことです。地域の多様な課題を、地域の住民同士の自主的、主体的な活動や町との協働を通じて解決することが、まちづくりにつながるとの考え方を示すものです。

## 第5章 議会の役割と責務

### (議会の役割と責務)

第11条 議会は、住民の代表として選ばれた議員によって組織された玉村町の意思決定機関であり、住民の意思が町政に反映されることを念頭において活動します。

2 議会は、行政活動が民主的かつ効率的に行われているかを、住民の立場に立って調査し、又は監視し、町の政策水準の向上や行政運営の円滑化に努めます。

3 議会は、議会改革に努め、情報の公開を推進するとともに、住民への説明に努めます。

### 【考え方】

議会は、町長とともに住民の直接選挙によって選ばれる代表機関であり、町長と独立対等な地位にあり、議事運営等を通じた相互の牽制と均衡により自治体の適正な行政運営を果たすことが求められています。その重要性から住民に分かりやすくこの条例で定め、まちづくりにおける議会の役割と責務を明らかに示したものです。

### (議員の責務)

第12条 議員は、審議能力及び政策提案能力の向上に努めます。

### 【考え方】

議員が、住民の代表として住民の側に立ちながら、果たすべき責務について示したものです。

## 第6章 町長及び執行機関の役割と責務

### （町長の役割と責務）

第13条 町長は、まちづくりの基本理念を実現するため、公正かつ誠実に町政の執行に努めます。

- 2 町長は、まちづくりに関する活動の内容及びその意思決定の過程について、分かりやすく住民へ説明することに努めます。
- 3 町長は、まちづくりを推進するため人材育成に努めます。
- 4 町長は、住民との協働に必要な企画能力及び調整能力を備えた町職員の養成に努めます。

### 【考え方】

町長は執行機関を代表し、住民と議会に対して直接責任を負い、公正かつ誠実に職務執行を行う責務があることを示したものです。

### （執行機関の役割と責務）

第14条 町は、住民がまちづくりに参画する権利を保障するとともに、多様化し、及び高度化する行政要望に適切に対応できる総合的な町政運営に努めます。

- 2 町は、コミュニティの自主性及び自立性を尊重し、連携するよう努めます。

### 【考え方】

まちづくりの主体は住民であるという認識のもと、町の執行機関として行わなければならないこと、果たさなければならない役割と責務を示しています。

### （職員の責務）

第15条 職員は、全体の奉仕者であるとともに、住民の一員であることを自覚し、公正かつ効率的に職務を遂行します。

- 2 職員は、まちづくりの基本理念にのっとり、職務を遂行します。
- 3 職員は、職務に必要な知識、技能等の向上に努めます。

### 【考え方】

職員の立場と、住民の一員としての立場の二面から、この条例のまちづくり

の基本理念を踏まえ、職務に取り組むことを定めています。

(組織機構)

第16条 町は、まちづくりや住民の多様な行政要望に柔軟かつ迅速に対応でき、住民に分かりやすい組織機構の編成に努めます。

【考え方】

社会経済情勢の変化に応じた柔軟で機能的な組織体制の構築が重要であるとの考え方から定めています。執行機関の組織は、執行機関相互の連携を図り、一体として行政機能を発揮しなければなりません。そのため、分かりやすく機能的なものでなければならないとの考えを示したものです。

(説明責任)

第17条 町は、町政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため、行政上の意思決定について、説明責任を負いその内容及び過程を明らかにします。

【考え方】

住民の町政参加の前提条件ともいえる、町政運営に当たっての町の「説明責任」を明確にするとの考え方により定めたもので、重要なことは意思決定過程の説明責任であることを明記しました。

## 第7章 情報

### (情報共有の推進)

第18条 町は、まちづくりに関する情報は住民共有の財産という認識に立ち、情報公開に努めます。

- 2 町は、まちづくりに関する情報を分かりやすく公開するよう努めます。
- 3 町は、文書等を作成するにあたり、分かりやすい表現となるよう努めます。
- 4 町は、まちづくりに関する意思形成過程を明らかにすることにより、まちづくりの内容が住民に理解されるよう努めます。
- 5 町は、地区懇談会等の開催に努め、情報共有を推進します。

### 【考え方】

第5条情報共有の原則を達成するために必要な、町が行うべきことを分かりやすく述べたものです。そのための総合的な制度を整備するとともに、町が作成する文書等は分かりやすい表現で作成することを義務づけました。

【参考】玉村町情報公開条例 第1条目的では、「町民の知る権利を尊重し、町の諸活動を町民に説明する責任を全うするため、行政情報の公開を請求する権利を明らかにし、行政情報の公開等に関し必要な事項を定めることにより、町政に対する町民の理解と信頼を深め、町民の町政への参加を促進するとともに、より公正で開かれた町政の実現と発展に寄与することを目的とする。」とうたっています。

### (個人情報の保護)

第19条 町は、個人の権利及び利害が侵害されることのないよう個人情報の収集、利用、提供、管理等について必要な措置を講じます。

### 【考え方】

個人情報の保護は、現代の高度情報化社会において大変重要なものとなっています。このため、玉村町個人情報保護条例に基づき、その実施機関である町の執行機関等及び議会が、住民のプライバシーを守るため、個人情報を適正に管理し、保護措置を講じることを定めています。

## 第8章 まちづくりの計画策定

(総合計画等の策定)

第20条 町は、計画的な町政運営を図るため、基本構想、基本計画及び実施計画(以下「総合計画」という。)をまちづくりの基本原則に基づき策定します。

- 2 前項の実施計画は、毎年度見直しを行い、その進行管理と住民への公開に努めます。
- 3 町は、行政分野ごとの計画については、総合計画に即して策定します。

### 【考え方】

町の最上位計画である総合計画及びその他の計画は、まちづくりの基本原則に基づき策定する考えを示したものです。

## 第9章 財政

(予算)

第21条 町長は、総合計画を基本として予算を編成します。

- 2 町長は、住民が予算に関する理解を深めることができるように、十分な情報を提供します。
- 3 前項の規定による情報の提供は、町の財政状況及び重点施策を分かりやすい方法で行います。
- 4 町長は、まちづくりに関する重点事業の予定及び進行状況が明らかになるよう、執行計画を定めます。
- 5 町長は、財政状況を的確に把握し、次世代への責務を念頭に長期的視点に立った総合的な財政分析を行い、最小の経費で最大の効果を挙げるよう健全な財政運営に努めます。

### 【考え方】

予算は、計画性と即応性といった相反する二面性を持ち合わせており、これを考慮しながら常に総合計画に即して考えていくことが必要です。予算の透明性を確保するために、住民に対して分かりやすい予算に関する情報提供を行うことを示しています。また、長期的で健全な財政運営を図る考えを示しています。

(決算)

第22条 町長は、決算に係る町の主要な施策の成果を説明する書類その他決算に関する書類を作成しようとするときは、住民や議会がそれらの施策の評価をするのに役立つものとなるように努めます。

**【考え方】**

地方自治法第233条に「主要な施策の成果を説明する書類、その他政令で定める書類の作成・提出」が義務づけられていますが、作成にあたり注意点を改めて述べたものです。

(財産管理)

第23条 町長は、財産の適正な管理及び効率的な運用を図るため、財産の管理計画を定めます。

2 前項の管理計画は、資産としての価値、取得の経過、処分又は取得の予定その他前項に規定する目的を達成するため必要な事項が明らかとなるように定めます。

3 財産の管理は、法令、条例及び財務規則の定めによるほか、第1項の管理計画に従って進めます。

**【考え方】**

町の有する財産の台帳を適切に管理すると同時に、明確な管理計画に基づいた財産管理を進めることを規定しています。

(財政状況の公表)

第24条 町長は、財政状況の公表にあたっては、これに対する町長の見解を住民に示します。

**【考え方】**

地方自治法第243条の3「財政状況の公表等」に基本的事項が規定されていますが、これに加えて、財政状況に対する見解を付し、数値の羅列でなく、住民にとって意味のある決算情報の公開を目指すものです。

## 第10章 評価

(評価の実施)

第25条 町は、まちづくりの目標に照らし、行政の取組の有効性及び効率性等について評価を実施します。

2 前項の評価にあたっては、外部評価も含め最もふさわしい方法を採用します。

### 【考え方】

まちづくりに関して、その取組の成果や妥当性を検証し、住民の要望に的確に対応する行政、効率的な行政となるよう、評価を実施する考え方を示しています。現在、多くの自治体で、自治体改革の手段として、評価制度を導入していますが、第2項では、役場内部の評価だけでなく、外部の評価をまじえた評価制度について実施していく必要があると考え明記したものです。

【注】評価制度には、政策評価、施策評価、事務事業評価などがあり、一般的には全てを含めて行政評価といえます。政策、施策、事務事業について、事前、中間、事後を問わず一定の基準、指標をもって、妥当性や達成度や成果を判定するものです。

(結果の公開)

第26条 町は、まちづくりの評価の結果について、分かりやすい形で住民に公開します。

### 【考え方】

前条で行った行政評価の結果について、分かりやすい形で住民に公開し、情報を共有し、今後のまちづくりにいかすことを示したものです。

## 第11章 連携

(近隣自治体との連携)

第27条 わたくしたち住民、議会及び町は、近隣自治体との相互理解のもと、連携してまちづくりを進めます。

### 【考え方】

近隣自治体間での情報交換を図り、さまざまな分野（医療、福祉、教育、衛

生、消防、農業、環境など)で総合的視点に立った連携を図ることをうたっています。

## 第12章 この条例の位置付け

(最高規範性)

第28条 町は、他の条例、規則その他の規程によりまちづくりの制度を設け、又は実施しようとする場合においては、この条例に定める事項を最大限に尊重します。

### 【考え方】

住民自治の確立のための最高規範として定めた主な根拠は、住民、議会、町が前文に掲げるまちづくりの理念の実現のために、まちづくりをする権利の拡充、協働のあり方の明確化、情報の共有、参画の実践を通じて自らの役割と責務を明らかにすることにあります。これから制定される町の条例や規則等をはじめすでに制定されている条例等についても、この条例の内容を尊重するよう明記しました。

## 第13章 この条例の検討及び見直し

(この条例の検討及び見直し)

第29条 町は、この条例の施行後4年を超えない期間ごとに、この条例が玉村町にふさわしいものであり続けているか検討します。

2 町は、前項の規定による検討結果を踏まえ、この条例及びまちづくりの諸制度について見直すこととします。

### 【考え方】

社会の変化にあわせて、この条例の内容を見直す必要がでてくるであろうことから、その際には必要な措置を講ずるように明文化したものです。

附 則

この条例は、平成 年 月 日から施行します。